

## ご存じですか？国民年金の任意加入制度

20歳から60歳までの日本国内に在住の人は、国民年金に加入し、40年間（480か月）国民年金保険料を納めなければ、老齢基礎年金（65歳から受け取れる年金）を満額受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合、下記の人で希望すれば、お申し出の日から国民年金に任意加入し、保険料を納付すれば満額に近づけることが出来ます。加入した場合、第1号被保険者として扱われます。

- 国内に住所がある60歳以上65歳未満の人
- 国外に住所がある20歳以上65歳未満の日本国籍のある人  
※老齢基礎年金を繰り上げて受給している人は任意加入できません。  
※昭和41年4月1日以前に生まれた人で、老齢年金の受給資格期間（10年以上）を満たしていない人は、70歳になるまでの間、受給資格期間を満たすまで任意加入できます。
- 国内に住所がある20歳以上60歳未満の人で厚生年金保険や共済組合から老齢年金や退職年金を受けている人

☎ 日本年金機構石巻年金事務所 ☎0225-22-5115

## 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金制度は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには**請求書の提出が必要です**。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

### ●対象となる人

- 老齢基礎年金を受給している人  
以下の要件をすべて満たしている必要があります。  
✓ 65歳以上である  
✓ 世帯員全員が市町村住民税非課税となっている  
✓ 年金収入額とその他所得額の合計が88万円以下である
- 障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している人  
以下の要件を満たしている必要があります。  
✓ 前年の所得額が472万円以下である

### ●請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金を受け取る人  
お受け取りの対象になる人には、日本年金機構から8月下旬以降、**請求可能な旨のお知らせを送付**します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和4年1月4日までに請求手

続きが完了すると、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給し始める人  
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市町村で請求手続きをしてください

請求手続きはお早めに！

### ●日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありませ

→年金生活者支援給付金のご請求で困ったら、お電話ください。  
「給付金専門ダイヤル」：0570-05-4092(ナビダイヤル)

年金給付金 検索



## 毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～9月11日は「交通事故の防止に向けた活動を行う日」です～  
9月21日から30日までの期間に秋の全国交通安全運動が実施されます。

### 交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣付けましょう。

秋口には、日没時間の急激な早まりとともに、夕暮れや夜間には、重大事故につながるおそれのある交通事故が多発し、歩行中、自転車乗用中の死亡事故が増加します。自動車乗車中には後部座席のシートベルトの着用の徹底と、重大事故の原因となる飲酒運転の根絶に向けて、家庭や職場でも交通安全に対する意識を高めましょう。

### 全国交通安全運動4点の重点目標

- 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者の保護など安全運転意識の向上
- 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- 飲酒運転などの悪質・危険な運転の根絶



### 「交通事故死ゼロを目指す日」について

毎年、多くの方が交通事故により死傷しています。このような中、平成20年1月に、交通安全に対する国民の意識を高める新たな国民運動として9月30日に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。町民一人一人が、交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故をなくしましょう。

☎ 総務課危機対策係 ☎46-1376

## 10月更新の医療費助成受給者証を送付します

これまで医療費助成の受給資格の更新には更新申請書を提出していましたが、今回から更新申請の手続きが不要になります。9月30日まで有効の受給者証をお持ちの人で、10月以降も引き続き対象となる人には9月下旬に新しい受給者証を郵便でお送りします。

### 対象の受給者証

- 子ども医療費助成受給者証
- 母子・父子家庭医療費受給者証
- 障害者医療費受給者証

### 次のような場合は、新しい受給者証が送付されません

- ①受給者、配偶者または扶養義務者の所得が規則で定める額を超えたとき
- ②障害の程度が対象外になったとき
- ③受給者が町外に転出したとき（国保の住所地特例は除く）
- ④受給者、配偶者または扶養義務者の所得が不明なとき（別途書類提出などを求める場合があります。）

### こんなときは申請または届出が必要です。

- 受給者の住所が異動したとき
  - 加入保険が変わったとき
  - 受給者証を紛失または汚損したとき
- ※手続きによって必要書類が異なりますので、町民税務課へお問い合わせください。

ご注意ください  
保護者が変更になる場合は、改めて登録申請が必要になります。

☎ 町民税務課医療給付係 ☎46-1373

**引越は山藤運輸**  
にお任せください!!  
お見積り無料です!!  
お気軽にご相談ください!!

**有限会社 山藤運輸**  
南三陸町志津川字沼田141-3  
TEL 0226-46-5825

全国どこの処方せんも  
受け付けています

**こさか調剤薬局**  
有限会社 小坂調剤

南三陸町志津川字沼田 150-145  
TEL 0226-47-2355 FAX 0226-47-2350